

令和5年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



介護保険サービス事業における 法令遵守、指導監査方針等について

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班(高年施設担当)



本日お話しすること

○法令遵守について

第1 指導・監査の方針

第2 業務管理体制の整備

第3 介護サービス情報の公表

第4 その他留意すべき事項

総論：法令遵守について

- 事業の適正な運営を確保するためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者は、関係法令等を熟知し、法令等に従って適正に事業を行うことが必要。
- 介護保険制度の改正、報酬改定、指定基準の見直し等が行われた場合には、内容を的確に把握し、職員研修を十分行い、適正な事業運営を行うこと。

《**主な関係法令**》(各法に基づく政省令、告示等を含む。)

- ・介護保険法・老人福祉法
- ・法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・社会福祉法・労働基準法・公益通報者保護法など

第1 指導・監査の方針(1) (「指導」について)

1 「指導」の趣旨

サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、介護サービス事業者に対し、対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針として実施

2 「指導」の種類

① 集団指導

介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や問題事例等も踏まえて、講習、動画配信等の形式により実施

② 報告等

事業所にチェックリスト等の提出を求め運営状況を確認

③ 運営指導

サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、原則実地で、適正な事業運営が実施されているか確認

※ 運営指導の行う中で、基準に従っていない状況が著しいと認められる場合などには、直ちに「監査」に変更して検査を継続

第1 指導・監査の方針(2) (「監査」について)

3 「監査」の趣旨

サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、(a) 基準に従っていない状況が著しい場合、(b) 介護報酬の不正請求がある場合、(c) 不正手段により指定を受けている場合、(d) 高齢者虐待等により利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている場合などには、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼に実施

4 「監査」を踏まえた措置

① 行政上の措置(主なもの)

ア 勧告・命令等 (介護保険法第76条の2等)

期限を定めて是正を勧告し、従わなかったときはその旨を公表。また、勧告に沿った措置をとらない場合には措置をとるように命令し、その旨を公示

イ 指定の取消し・効力停止 (同法第77条等)

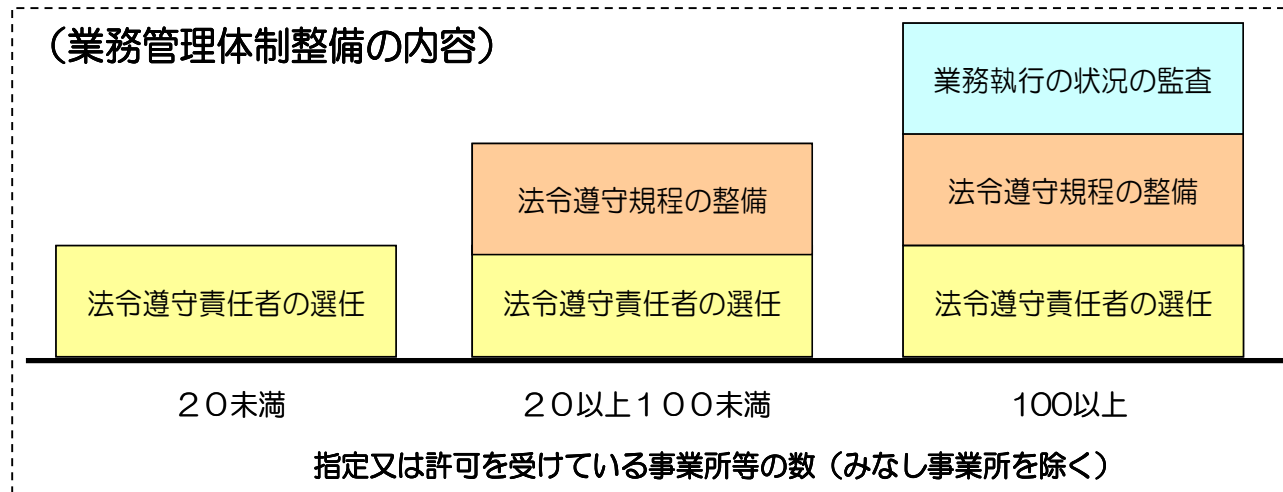
取消事由に該当するときは、指定を取り消す。また、期間を定めて、指定の全部又は一部の効力を停止

② 経済上の措置 (同法第22条第3項等)

サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、返還金が生じる場合、保険者から返還請求

第2 業務管理体制の整備(1)

- 介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には、法令等の自主的な遵守のための「業務管理体制の整備」が義務付けられる（介護保険法第115条の32）
- 「業務管理体制の整備」は、事業所の数に応じて、次の届出が必要



- 各事業者に対して、定期的に(概ね6年に1回)、業務管理体制の整備に関する一般検査(書面検査)を実施していることから、高齢政策課又は健康福祉事務所から一般検査に係る通知があった場合は、法令遵守責任者が一般検査調書に記載の上、回答すること。

第2 業務管理体制の整備(2) (届出方法)

○「業務管理体制の整備」の届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、遅滞なく届け出なければならない。未届出の事業者は速やかに提出すること。

区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働省
②・事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者のうち、法人(主たる事業所)が兵庫県に所在 ・事業所等のすべてが兵庫県内に所在(※以下の③④を除く)	
ア法人が神戸市以外の兵庫県内の市町に所在する事業者	健康福祉事務所
イ法人が神戸市又は兵庫県以外に所在する事業者	県高齢政策課
③事業所等のすべてが政令市・中核市のいずれかの同一市内に所在	政令市・中核市
④地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が兵庫県内の同一市町内に所在	各市町

[【参考】県ホームページ](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000077.html)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000077.html



第3 介護サービス情報の公表

○利用者が適切に介護サービスを選択できるように、介護サービス事業者は、サービス内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられている(介護保険法第115条の35)

○事業者は、基本情報、運営情報等を毎年、県(※)に報告する義務あり。令和6年度は次のスケジュールにより報告すること。

※神戸市内の事業所は、神戸市に報告

報告月	公表月	事業所の所在地
10月	11月	阪神南・阪神北県民局管内
11月	12月	東播磨・北播磨・中播磨県民局管内
12月	1月	西播磨・但馬・丹波・淡路県民局管内

○未報告事業者に対して都道府県は、期限を定めて報告を命令する。命令に従わない事業所は、指定の取消し等の行政上の措置を行うことができるため、留意すること。

(参考) 介護サービス情報の公表の公表システムで今後追加される事項について

- 事業所等の財務状況
公表を求める財務諸表：事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）
- 一人当たり賃金（任意で公表する事項）
- 身体的拘束等の適正化に関する取組状況
- 業務継続計画に関する取組状況
- 運営規程の概要等の重要事項等の情報（※法人のHP等又は情報公表システム上）に掲載（※令和7年度から義務付け）

【参考】県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000011.html



第4 その他

- 感染症の発生時や非常災害の発生時に対して、被害を受けても事業を早期に復旧して継続するための対策等を定める、**事業継続計画(BCP)を策定**すること。

(令和5年度末で経過措置が終了し義務化)

<令和6年度報酬改定事項> ○業務継続計画未実施減算

・施設・居住系サービスは単位数の100分の3、その他のサービスは単位数の100分の1に相当する単位数を減算

以下の基準に適合していない場合に減算

・感染症や非常災害の業務継続計画を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること（研修、訓練の実施 等）

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、減算を適用しない。また、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援は、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。居宅療養管理指導は、令和5年度末までの経過措置期間を3年間延長。

- 事業者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による**高齢者虐待の防止のための措置**を講じること。

(令和5年度末で経過措置が終了し義務化)

<令和6年度報酬改定事項> ○高齢者虐待防止措置未実施減算【全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）】

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（福祉用具貸与は3年間の経過措置期間を設ける。）

以下の基準に適合していない場合に減算

・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合（委員会の開催、指針の整備、研修の実施 等）

居宅療養管理指導は、令和5年度末までの経過措置期間を3年間延長

- 身体的拘束等の適正化を図るため、施設系サービス等は、**身体的拘束等の適正化のための指針の整備など**義務づけ。義務違反の場合は、基本報酬の減算が適用(10%/日)あり。

<令和6年度報酬改定事項>

○身体的拘束廃止未実施減算【短期入所系サービス、多機能系サービス】

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

以下の基準に適合していない場合に減算

身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合（身体的拘束の記録、委員会の開催、指針の整備、研修 等）

○訪問系、通所系サービス等への義務付け

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援：身体的拘束等を行う場合には、その
8
態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付け。

特記：たんの吸引等の制度(1)～実施可能な行為～

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正案の成立により、平成24年4月より「**介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度**」（**喀痰吸引等制度**）が制度化。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度（喀痰吸引等制度）

趣旨

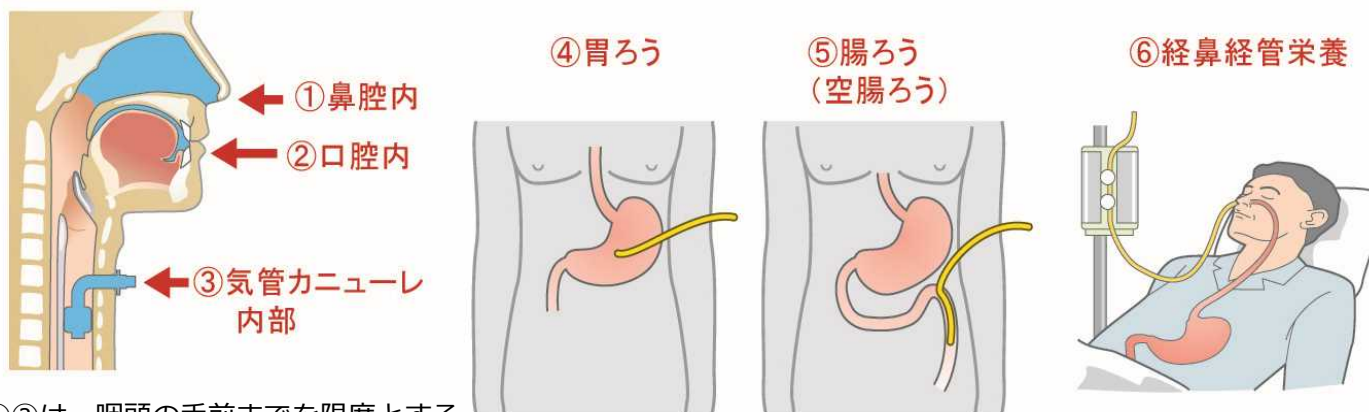
介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

※従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施できるように必要な経過措置が設けられている。

実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。（次の①～③のたん吸引と、④～⑥の経管栄養）

※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。



※①②は、咽頭の手前までを限度とする

特記：たんの吸引等の制度(2)～都道府県に登録等が必要な者～

介護職員等

① 介護福祉士

介護福祉士の養成カリキュラムの中で、医療的ケアの講義及び演習を実施し、実地研修を修了した行為を介護福祉士登録証に記載したものに限る。

② ①以外の介護職員等

一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定、認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、**事業所ごとに都道府県知事に登録**

○登録の要件（全ての要件に適合している場合は登録）

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

○登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等を規定

<対象となる施設・事業所等の例>

・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）

・障害者支援施設等（通所事業所及びグループホーム等）

・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）

・特別支援学校

※医療機関は対象外

登録研修機関

○たんの吸引等の**研修を行う機関を都道府県知事に登録**

○登録の要件（全ての要件に適合している場合は登録）

☆基本研修、実地研修を行うこと

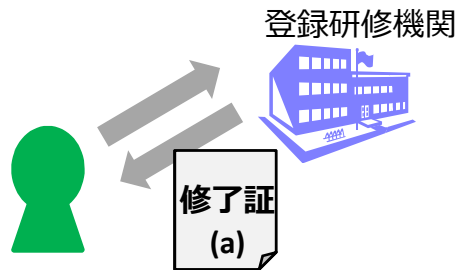
☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

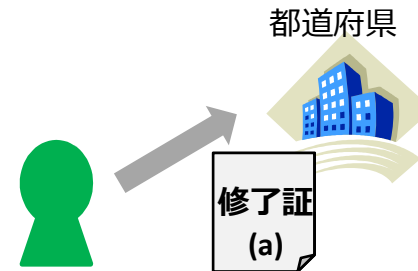
○登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等を規定

特記：たんの吸引等の制度(3)（研修後、たんの吸引等までの手続）

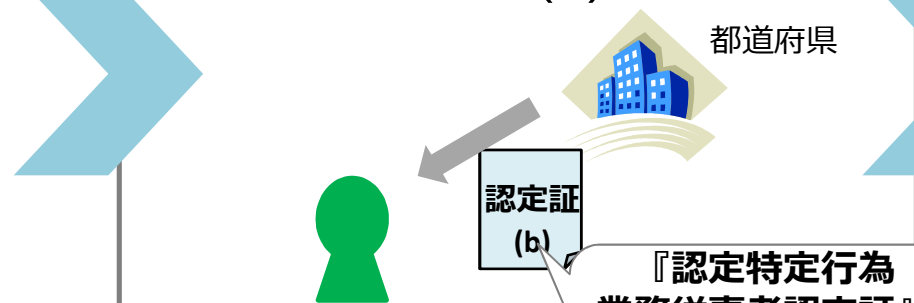
①研修を受講。登録研修機関が「修了証明書」(a)を交付。



②都道府県に「認定証」(b)を申請。
※「修了証明書」(a)を添付

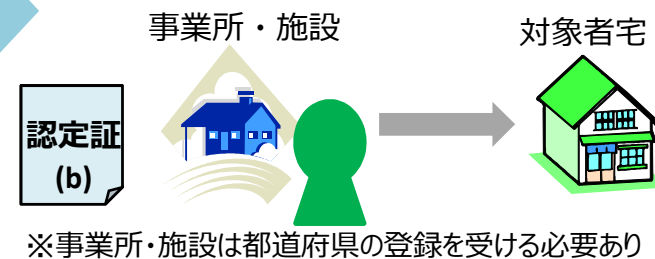


③都道府県が研修修了を確認して「認定証」(b)を交付。



『認定特定行為
業務従事者認定証』
たんの吸引等の業務を
行うための証明書です。

④医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等の提供を実施。



※事業所・施設は都道府県の登録を受ける必要あり